

浜松市規則第1号

浜松市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 浜松市屋外広告物条例施行規則（平成17年浜松市規則第138号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(変更等の許可の申請等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 広告物又は掲出物件のカラー写真</p> <p>(5) (略)</p> <p>(講習会)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、条例第30条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、免除を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>に基づく建築士の資格を有する者</u></p> <p>(2) 電気工事士法（昭和35年法律第</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>申請前3月以内に撮影した</u>広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(変更等の許可の申請等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>申請前3月以内に撮影した</u>広告物又は掲出物件のカラー写真</p> <p>(5) (略)</p> <p>(講習会)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、条例第30条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、免除を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</u></p> <p>(2) 電気工事士法（昭和35年法律第</p>

139号)に基づく電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者又は帆布製品製造に係る技能検定に合格した者

3~6 (略)

別表第1(第4条関係)

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) (略)

(2) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合(禁止物件に表示し、又は設置	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合(禁止物件に表示し、又は設置	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合(禁止物件に表示し、又は設置	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合(禁止物件に表示し、又は設置	特別規制地域及び普通規制地域以外地域の禁物件に示し、又は設置する場合
---------	---	---	---	---	------------------------------------

139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に掲げる帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者、同令別表第11の免許職種欄に掲げる帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者又は同令別表第11の3の3に掲げる帆布製品製造に係る技能検定に合格した者

3~6 (略)

別表第1(第4条関係)

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) (略)

(2) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合(禁止物件に表示し、又は設置	第2種特別規制地域において表示し、又は設置の場合(禁止物件に表示し、又は設置	第1種普通規制地域において表示し、又は設置の場合(禁止物件に表示し、又は設置	第2種普通規制地域において表示し、又は設置の場合(禁止物件に表示し、又は設置	特別規制地域及び普通規制地域以外地域の禁物件に示し、又は設置の場合
---------	---	--	--	--	-----------------------------------

		する 場合 を含む。)	する 場合 を含む。)	する 場合 を含む。)	する 場合 を含む。)
1	(略)				
1 広告塔、 広告物等 を利用する もの	(3)	(略)			
		ウ 電 柱、 街灯 柱そ の他 これ らに 類す るも の (消 火栓 標識 柱を 除 く。) を利 用す るも の (略)	(ア) 突き出すもの あ・い (略) う 個数は、1本につき1 個であること。 (イ) (略)		
(略)					

2～9 (略)

別表第2 (第10条関係)

1 (略)

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
---------	---------------------------	---------------------------

1	(略)				
1 広告塔、 広告物等 を利用する もの	(3)	(略)			
		ウ 電 柱、 街灯 柱そ の他 これ らに 類す るも の (消 火栓 標識 柱を 除 く。) を利 用す るも の (略)	(ア) 突き出すもの あ・い (略) う 個数は、1本につき1 個であること。 (イ) (略)		

		する 場合 を含む。)	する 場合 を含む。)	する 場合 を含む。)	する 場合 を含む。)
1	(略)				
1 広告塔、 広告物等 を利用する もの	(3)	(略)			
		ウ 電 柱、 街灯 柱そ の他 これ らに 類す るも の (消 火栓 標識 柱を 除 く。) を利 用す るも の (略)	(ア) 突き出すもの あ・い (略) う 街灯柱を利用する 場合の個数は、1本に つき2個以内であるこ と。 え 街灯柱以外を利用 する場合の個数は、1 本につき1個であるこ と。 (イ) (略)		
(略)					

2～9 (略)

別表第2 (第10条関係)

1 (略)

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
---------	---------------------------	---------------------------

1	(略)				
1 広告塔、 広告物等 を利用する もの	(3)	(略)			
		ウ 電 柱、 街灯 柱そ の他 これ らに 類す るも の (消 火栓 標識 柱を 除 く。) を利 用す るも の (略)	(ア) 突き出すもの あ・い (略) う 街灯柱を利用する 場合の個数は、1本に つき2個以内であるこ と。 え 街灯柱以外を利用 する場合の個数は、1 本につき1個であるこ と。 (イ) (略)		

これらに類するもの	もの	の (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの (イ) (略)
		(略)
(略)		

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) (略)

(イ) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
---------	---------------------------	---------------------------

1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(略)	
	(3)	(略)
	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの (イ) (略)	(ア) 突き出すもの あ・い (略) う 個数は、1本につき1個であること。 (イ) (略)
(略)		

これらに類するもの	もの	の (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの (イ) (略)
		(略)
(略)		

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) (略)

(イ) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
---------	---------------------------	---------------------------

1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(略)	
	(3)	(略)
	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの (イ) (略)	(ア) 突き出すもの あ・い (略) う 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 え 街灯柱以外を利用する場合の個数は、1本につき1個であること。 (イ) (略)
(略)		

(3) (略)	(3) (略)
3 (略)	3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第12条関係）

屋外広告物点検報告書

対象物件	表示又は設置の場所					
	現在受けている許可の番号					
点検項目等	点検箇所	点検項目	補修を要する不良な箇所	補修の概要		
				補修年月日	補修の内容	
	上部構造・基礎部	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無		
		2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無		
		3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無		
	支持部	1	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無		
		2	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無		
	取付部	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無		
		2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無		
		3	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無		
	広告板	1	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無		
		2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無		
		3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無		
	照明装置	1	照明装置の不点灯、不発光	有 無		
		2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無		
		3	周辺機器の劣化、破損	有 無		
	その他	1	附属部材の腐食、破損	有 無		
		2	避雷針の腐食、損傷	有 無		
		3	その他点検した事項 ()	有 無		
	点 検 し た 日 時					
点検実施者	住 所 (所在地)					
	氏 名 (名称)					

第2条 浜松市屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の期間の更新の申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の堅ろうな広告物又は掲出物件について第1項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、<u>条例第18条に規定する堅ろうな広告物等の管理者</u>でなければならない。</p> <p>(講習会)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、条例第30条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、免除を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>建築士法(昭和25年法律第202号)</u>第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p>	<p>(許可の期間の更新の申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の堅ろうな広告物又は掲出物件について第1項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>でなければならない。</p> <p>(1) <u>条例第31条第1項第1号又は第4号に掲げる者</u></p> <p>(2) <u>建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者であつて、条例第31条第1項第2号又は第3号に掲げるもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者</u></p> <p>(講習会)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、条例第30条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、免除を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</u></p>

(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成33年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市屋外広告物条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第5号様式の規定は、この規則の施行の日以後に行う新規則第12条第2項第2号の規定による点検について適用し、同日前に行った第1条の規定による改正前の浜松市屋外広告物条例施行規則第12条第2項第2号の規定による点検については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の浜松市屋外広告物条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第12条第3項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行う新規則第12条第2項第2号の規定による点検について適用し、同日前に行った第2条の規定による改正前の浜松市屋外広告物条例施行規則第12条第2項第2号の規定による点検については、なお従前の例による。